

迷走する調査書

松浦 純子

高校三年生の担任に必ず待ち受けている仕事の一つに調査書作成がある。調査書とは高校時代の成績や生活の記録をまとめたもので、進学や就職を希望する先に提出する書類の事である。以前はB4の用紙一枚の片面に記入、その後用紙のサイズがA3に変更した。ここまでは手書きを前提とした用紙サイズだったが、二〇二一年度入試からはパソコンでの入力を前提とし、A4の用紙に両面印刷で枚数は任意、つまり必要な何枚でもいいということになった。

記入の項目が細かくて多い。例えば、「指導上参考となる諸事項」は六項目に分かれていて、学年ごとに記入する。合計十八欄。主なものを挙げると、(1)学習における特徴等、(2)行動の特徴、特技等、(4)取得資格、検定等、(5)表彰・顕彰等。(4)や(5)は実績がなければ「特記事項なし」と書けるが、さすがに(1)や(2)はそうは行かない。先生の作文力が試されそうだ。また、中学で取得した資格は書けないという難点もある。

今後二年間はこの形式が続き、二〇二五年度入試からはA4・両面・一枚にまた変更するという。「指導上参考となる諸事項」は現行の学年別に六項目を記載する書式から元に戻って、学年別に大きな記入欄が設けられるだけの形式になる。おまけに記載内容を最小限にするようにという指示まで付いた。調査書を作成する高校側も利用する大学側も相当負担だったからに違いない。

実は、今春の二〇二二年度入試から調査書のデジタル化が始まる予定だった。しかし、現在のところ実施は見送られている。同様に近々始まる予定だった観点別評価の記載もひとまず保留になっている。

数年前にある説明会に参加した。「教員が打ち込んだ文章をAIが読み取り、それを点数化します。『規則正しく学習する』とか『〇〇大会で優勝した』などの語句があると加算され、合計点が大学に送られます。現在、〇〇予備校がそのプログラムを作成しています」と、嘘だか本当だか分からない説明だった。

このように話題の多い調査書だが、学校教育法施行規則第二八条によると、各学校での保存期間はわずか五年間である。